参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和８年１１月４日

北九州市保健福祉局介護保険課

１．当該公募の趣旨

本業務については、介護サービスの現場に研修を受けた相談員を派遣し、サービス利用者の話を聞き、相談に応じることで、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、苦情に至る事態を未然に防止すること及び利用者の日常的な不平、不満又は疑問に対応して改善の途を探るなど、派遣を受けた事業所における介護サービスの質的な向上を図ることを目的としている。実施にあたっては、利用者との信頼関係構築の観点から、長期間(3～5 年間)にわたり介護サービス相談業務に従事できる人材を、必要人数確保する必要があること、また、相談員の養成及び育成に係る研修プログラムの編成や適切な講師の選定では、専門家や各福祉団体等の多くの関係者等から情報収集し、調整する必要があることから、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても３．の応募要件を満たすと認められる者がいない場合、応募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、３．の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札又は指名型プロポーザルを実施する予定である。

２．業務の概要

（１）業務名　　令和９年度介護サービス相談員派遣事業業務

（２）業務内容

ア　介護サービス相談員の選定及び養成研修の実施

イ　介護サービス相談員の派遣（月２回程度）及び報告書の作成・提出

ウ　運営推進会議への参加及び報告書の作成・提出

エ　介護サービス相談員連絡会議（年間４回）の開催

オ　介護サービス相談員の関連研修会への派遣等

カ　介護サービス相談員派遣に関わる市民への活動内容等の情報提供

キ　業務の遂行にあたっては、北九州市介護サービス相談員派遣事業実施要綱に沿って行うこと。

（３）　履行期間　　契約日～令和１０年３月３１日

３．応募要件

（１）　基本的要件

ア　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

イ　北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成７年北九州市規則第１１号）第６条第１項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

ウ　有資格業者名簿において「Ａ」の等級に格付けされていること、及び有資格業者名簿に記載されている本店又は受任地が所在地が北九州市内であること。

エ　本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

（２）　基本的要件以外の要件

ア　法人登記をしていること。

イ　介護保険施設・介護サービス事業所を有する法人でないこと。

ウ　市内に当該事業にかかる事務を行う場所及び人材を確保し、常時、市及び派遣先事業所と連絡調整ができること。

エ　市内に研修会場（養成研修又は介護サービス相談員連絡会議用）を確保できること。

オ　養成研修を受けた介護サービス相談員を、市が指定する市内の介護保険施設及び介護サービス事業所（約１３０箇所）に月２回程度派遣できること。また、市が指定する市内の介護サービス事業所の運営推進会議に派遣できること。

カ　介護サービス相談員を派遣する際に、介護サービス相談員の体調確認、マスク・フェイスシールド着用の確認、検温、アルコールによる消毒等の感染症対策を実施できること。

キ　ア～カについて、要件が確認できる書類が提出できること。

４．手続き等

（１）　契約担当課（問い合わせ先）

住所　　北九州市小倉北区城内１番１号

担当課名　北九州市保健福祉局地域共生社会推進部介護保険課

電話番号　０９３－５８２－２７７１　　FAX番号　０９３－５８２－５０３３

（２）　説明書等の交付期間、場所及び方法

ア　交付期間

令和８年１１月４日～令和８年１１月１８日までの（閉庁日を除く）毎日、９時から１２時まで、１３時から１７時まで

イ　交付場所

（１）に同じ。

ウ　交付方法

交付場所において配布します。

エ　交付書類

説明書、参加意思確認書

（３）　参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア　提出期間

令和８年１１月５日～令和８年１１月１８日までの（閉庁日を除く）毎日、９時から１２時まで、１３時から１７時まで

イ　提出場所

（１）に同じ。

ウ　提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成添付し、提出期限までに直接持参すること。

（４）その他

ア　予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務委託の指名競争入札又は指名型プロポーザルを中止する場合がある。

イ　詳細は説明書による。